

自動車取得税非課税申請書

平成23年11月 4日

福島県知事

申請者
(納税義務者)

住所 南相馬市小高区

氏名(名称) 福島 二郎 印

電話番号 090-xxxx-xxxx

地方税法附則第52条第1項の規定(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の非課税)の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

区分	新たに取得した自動車		震災により滅失、損壊した自動車	
1 所有者氏名 (名称)	申請者氏名に同じ		申請者氏名に同じ	
1 所有者住所 (本店等所在地)	申請者住所に同じ		申請者住所に同じ	
登録番号(車両番号)	福島502き		福島300か	
車台番号	HGF-EDCBA		/	
種別	普通・ <u>小型</u> ・軽自動車		/	
主たる定置場	南相馬市		南相馬市	
営業用・自家用の別	営業用・ <u>自家用</u>		営業用・ <u>自家用</u>	
既に法附則第52条第1項の規定を適用済みの自動車がある場合 注)書ききれない場合は、任意の様式に記載して添付してください	登録番号 (車両番号)	車台番号	登録番号 (車両番号)	車台番号
2 口座振替払を希望する場合	銀行・金庫 組合・ <u>農協</u>		本店・本所 支店・ <u>支所</u>	
	口座名義人 (カタカナ)	フクシマ ジロウ	預金種別 <u>普通</u> ・当座・	口座番号 7654321
申請者以外に当該申請に関わる者	住所又は所在地			
	氏名又は名称	電話		
その他必要事項				

1 所有権が留保されている自動車の場合は、使用者の氏名、住所を記載してください。
2 納税義務者ご本人名義の口座に限ります。
注) この申請書と併せて、滅失、損壊した自動車が被災車両である旨が記載された登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書を提出してください(これらの書類をやむを得ない理由により提出できない場合には、滅失し、又は損壊した自動車が被災自動車であることについて、市町村長が証する書類を提出してください。)